

	号外	定価1部2円	労働条件・職場環境の改善は黙ったままでは実現しません。県職労に結集しましょう！	
	昭和34年4月1日	発行所 盛岡市内丸10番1号		No.2747
	第3種郵便物認可	岩手県庁12階		2025年
		岩手県職員労働組合		11月14日

2025確定闘争⑨-朝 本日、自治労県本部統一行動日

納得できない --- 国・他県の遡及根拠と本県見解が乖離

通勤手当 4月遡及改定せず

交通用具・既存距離区分

⇒ 知事あて緊急要請打電実施中

【地公共闘】県職員関係7組合で構成する県地方公務員共闘会議（議長：佐藤工・岩手県教職員組合中央執行委員長）は、11月6日（木）に知事あて要請署名（1次分含め982枚、6,679筆）を手交のうえ、確定闘争最終局面となる福田総務部長との交渉を行い、給与改定の12月議会での提案・早期改定の確実な実施をはじめ、公立学校、県立病院等を含む県職員全般に共通する諸課題について、前進回答を引き出しました。

しかしながら、通勤手当のうち交通用具利用に係る既存距離区分（片道90kmまで）の支給月額について、国家公務員は今年4月現在の民間事業所の通勤手当額が国を上回っているとして、今年4月に遡及改定するにもかかわらず、本県では過去の条例改正時（2008年12月）における県議会の附帯意見を盾に過去1年分の県内のガソリン価格を反映した形で独自に改定を行ってきたと主張、遡及せずに2026年1月から改定を実施するとの回答でした。過去の県議会の附帯意見は、ガソリン価格が大きく乱高下していた状況下での引き上げ改定を牽制したものであり、今後暫定税率廃止等で価格が下落したとしても、不利益不遡及の原則から引き下げ遡及は厳禁であり、国や他県が4月遡及を勧告した判断と全く乖離していると言わざるを得ません。



県職労を含む県地方公務員共闘会議構成7組合では、上記の通勤手当の4月遡及改定を求め、知事あて緊急要請打電を実施中です。国同様の4月遡及改定を求め、当局への働きかけを強めていきます。

本日11月14日（金）は、自治労県本部統一行動日です。

県職労の他、県内市町村職労等の自治労岩手県本部に加盟する組合員が同一日に交渉や組合員集会等の行動に結集し、県内全体で労働条件改善の押上げを図る日です。

納得できない --- 業務量の検証もなく廃職ありきの姿勢

総合案内員 2026年度は 北上・遠野・千厩のみ配置 全合同庁舎への継続配置を！！

⇒知事あて要請署名（第2次）実施中

【県職労】県職労は、11月7日（金）に確定闘争最終局面となる福田総務部長との交渉を行い、職場で組合員から上がった職場実態や不満の声等をもとに、労働条件・職場環境の改善を求めました。

各合同庁舎における「総合案内員」（会計年度任用職員）については、昨年秋以降、人事課から関係部局に対し廃職検討を求められ続けていたことから、県職労では交渉の都度、継続配置の必要性を訴えてきました。しかし、今般の総務部長交渉において「2026年度は土木センターが総務系の業務を担っている北上・遠野・千厩の3合同庁舎のみ任用を継続する」との回答であったばかりか、そもそもの業務内容や業務量の検証も説明も一切なく、「受付件数」のみを指標とした廃職ありきの回答であり、到底納得できるものではありません。



県職労では現在「総合案内窓口及び総合案内員配置継続を求める署名（第2次）」を実施中です。各職場で、署名への御協力をお願いします。

今こそ組合に加入しよう！

本書に記載の課題をはじめ、労働条件・職場環境の改善は、働く者みんなが労働組合に結集して要求しない限り実現し得ないものばかりです。また、労働組合が継続的に人事当局と協議すべき課題も多々あります。数は力です。今こそ組合に加入しましょう。特に若年層の皆様には、差額支給（今年度は初任層で16万円程度）をはじめ、組合費負担を補って余りある効果があります。

組合加入届は県職労HP (<https://www.iwatekensyoku.or.jp/>) からダウンロード
提出はお近くの組合事務所（書記局）又はFAX019-625-2421へ！